○財務省告示第百三十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年三月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年四月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	七億円	九十九円九十五銭
〃	第十四回	十億円	九十九円
〃	第十五回	一億円	九十八円八十五銭
〃	第十六回	一億円	九十八円六十銭
〃	〃	二十四億円	九十八円六十四銭
〃	〃	十億円	九十八円六十五銭
〃	第十九回	七十一億円	九十九円一銭
〃	第二十一回	十億円	九十九円九十銭
〃	第二十五回	十一億円	九十九円六十五銭
〃	第二十六回	三十億円	九十九円
〃	〃	六十二億円	九十九円五銭
〃	第二十七回	百六億円	九十八円五十五銭
〃	第二十八回	三十七億円	九十七円三十八銭
〃	〃	五十億円	九十七円四十銭
〃	〃	五十億円	九十七円四十三銭
〃	第二十九回	五億円	九十七円二十五銭
〃	〃	五億円	九十七円三十銭
〃	第三十回	一億円	九十七円二十五銭
〃	第三十三回	十億円	九十六円七十銭
〃	〃	十億円	九十六円七十五銭
〃	第三十五回	五億円	九十六円六十五銭
〃	〃	十億円	九十六円七十七銭
〃	第三十六回	九億円	九十六円四十銭
〃	〃	二十億円	九十六円四十五銭
〃	〃	十億円	九十六円五十四銭
〃	第三十七回	五億円	九十八円三十銭
〃	〃	百七十八億円	九十八円四十銭
〃	第三十八回	五十億円	九十九円四十銭
〃	第三十九回	五億円	百一円七銭
〃	第四十三回	五億円	百円四十四銭
合計		八百八億円	

○財務省告示第百三十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年三月二十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年四月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	五億円	九十八円九十五銭
〃	〃	十億円	九十八円九十九銭
〃	〃	五億円	九十九円
〃	〃	四十億円	九十九円四銭
〃	第五回	二百二十億円	九十九円二十九銭
〃	第九回	二十億円	百円五十四銭
〃	〃	二百三十億円	百円六十二銭
〃	第十回	六億円	百円三十四銭
〃	〃	七億円	百円三十九銭
〃	第十二回	二十億円	百円二十五銭
〃	第十三回	二十億円	百一円二十銭
〃	〃	二十五億円	百一円二十五銭
〃	〃	二十億円	百一円三十銭
〃	第十四回	三十七億円	百円五十銭
〃	第十五回	三十億円	百一円六十銭
〃	〃	十五億円	百一円六十五銭
合計		七百十億円	